

福岡県慢性期医療協会様 ご相談一覧

No	ご依頼病院名	質問
		回答
1	北九州市 A病院	<p>今後の診療報酬改定等を踏まえ、シミュレーション事項のひとつとして医療病床と同一の病棟に介護医療院を併設することを考えています。ご意見いただければ幸いです。現在当院は、病床機能としては療養病床にて療養病棟入院基本料1及び地域包括ケア入院医療管理料1を届出しております。</p> <p>ホームページを拝見しましたところ、療養病床、地域包括ケア病床、介護医療院を有しておられるようですね。介護医療院を同フロアに併設させることの目的が不明なため、明確な回答とされない可能性もありますが、次のように私は考えます。</p> <p>2024年同時改定では、地域包括ケア病床にはさらなるサブアキュートの機能（在宅や施設からの増患時の受け入れ）の要件と、在宅復帰率を強化してくる可能性は高いこと。そのため、現在、既述の要件がぎりぎりの地域包括ケア病床は、その要件をもっと高い基準でクリアできる体制が必要です。</p> <p>療養病床は、医療区分3の対象をさらに絞り込み（中心静脈栄養の要件）、医療区分3の対象を少なくして、医療区分2が多くなるような仕組みを設定していくように思います。</p> <p>医療区分2の状態であれば、介護医療院や高齢者住宅でも見ていけるだろうという考えを国は持っていて、介護医療院1-1であれば要介護4.5だと医療区分2の点数と大きく変わらないという点もあります。つまり、療養病床もただ、長期で患者さんを受入れるのではなく、病院なので、初期加算14日の患者を増やして、回転をさせ、医療区分3が少なくなっても、単価が上がる仕組みを設定していくべきだと国は考えているように思います。</p> <p>さらに、同時改定の意見交換会では、「高齢者施設・障害者施設等における医療」という課題が上がっているので、軽度であれば病院は早めに退院させて続きの治療は介護医療院で行うという考え方も持っているようです。</p> <p>そのような点では、医療療養をもう1病棟介護医療院に転換させることで、地域包括ケア病棟の実績要件をアップし、療養病棟の回転をよくして在宅復帰率の加算も取り、医療区分3の患者が少なくなっても単価が上がる仕組みを設定するという目的であれば、介護医療院の転換も検討してよいと思います。できれば、その際には地域包括ケア病床は20床ではなく30床などにアップして、介護医療院への転換による単価の減少を補う必要もあるように思います。</p>